

令和4年度第1回岩国警察署協議会会議録

開催日時	令和4年6月17日（金） 午後3時から午後4時50分までの間	
開催場所	山口県岩国市麻里布町六丁目15番20号 岩国警察署5階 講堂	
出席者	委員	杉岡 滋、木村泰博、平本登喜子、新沼淳志、轟眞由美、 笹村一美、若林邦江、藤兼利彦、中村信利、中岡達夫、 安村 稔、杉原幸枝、松田邦利、山田知春 計14名
	警察署	署長、副署長、地域官、会計課長、警務課長、警察安全相談課長、 留置管理課長、生活安全課長、地域第一課長、地域第二課長、 刑事第一課長、交通官、交通捜査課長、警備課長 計14名
議題	大規模自然災害に備えた諸対策の推進について	
<p>1 会長挨拶要旨 今回、こうした会議を開けることを大変うれしく思う。 私も、今年で6年目を迎え最後の年となった。 この会議に出る限りは、何か一言でもしゃべって帰っていただくということを基本と考えているので、今年一年皆様に御協力を頂きたい。 コロナに気を付けながらではあるが、懇親を深めることができるように皆さんとこの会を作っていきたいと思う。</p> <p>2 署長挨拶 省略</p> <p>3 警察署幹部自己紹介 省略</p> <p>4 業務推進状況説明（署長）</p> <p>(1) 犯罪情勢</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 刑法犯認知検挙状況 イ 犯罪抑止重点犯罪の認知状況 ウ 岩国警察署管内における刑法犯認知件数の推移</p> <p>(2) うそ電話詐欺発生状況等</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 発生件数・被害額 イ 被害種別 ウ うそ電話詐欺被害防止対策</p> <p>(3) 人身安全関係</p>		

- (4) 地域に密着した地域警察活動の推進
 - ア 美川駐在所の活動状況
 - イ コミュニティールームの利用促進
- (5) 交通情勢
 - ア 発生状況
 - イ 管内における死亡事故発生件数の推移
- (6) 交通事故抑止対策
 - ア 高齢運転者に向けた安全対策
 - イ 高齢歩行者に向けた安全対策
 - ウ 横断歩道等における歩行者優先の徹底
 - エ 速度抑止対策
 - オ 通学路の安全対策
 - カ 外国人に向けた安全対策
- (7) 災害警備活動
 - ア 災害警備対策の強化
 - イ 災害警備訓練の実施
- (8) テロ対策
 - ア 情勢
 - イ 具体的対策
- (9) 岩国錦帯橋空港での不法侵入対応訓練への参加

5 諮問事項説明（警備課長）

阪神淡路大震災、東日本大震災への災害派遣体験について

6 うそ電話詐欺についての説明（生活安全課長）

- (1) 情勢説明
- (2) 水際対策

7 協議

（委員）

大規模自然災害が発生した場合の「具体的な警察の対応」、「国、県、市との連携方法」、「警察、消防、行政の連携におけるシステム化、マニュアル化の有無」について説明願う。

（警備課長）

規模にもよるが、一般的に警察は、現場の確認、救助活動を含めた要救助者への対応などを行う。

大規模自然災害発生時には、警察庁警備局長などの国の緊急参集チームが参集する。

県、市とは、警察の折衝役を県、市の対策本部に派遣し連携している。

警察は、地域に即した災害計画を策定し、警備計画の中で自治体との連携などを規定しているが、連携に特化したマニュアルはない。

しかし、自治体で作成する地域防災計画の見直しの際には、警察署にも稟議が回ってきており、作成段階から連携している。

(委員)

管内の危険個所について説明願う。

(警備課長)

基本的には自治体のハザードマップで確認していただきたい。

(委員)

緊急の場合、愛宕の米軍基地道路を緊急車両が通れるが、大規模災害でも使用できるのか。

(警備課長)

この協定は、警察には適用されていない。

(委員)

今回の諮問事項に関し、特に重点的に取り組んでいる対策について紹介してもらいたい。

(警備課長)

部内の災害対処能力の向上と関係機関、行政機関などとの緊密な連携について取り組んでいる。

災害対処能力の向上に関しては、管区機動隊を始め第二機動隊などが定期的に災害警備訓練を行っている。

関係機関の連携に関しては、岩国市、和木町と平常時から連携を緊密にとっている。

(委員)

災害発生時、自治会として警察をどのように援助したらいいか。

(警備課長)

警察は二次被害を危惧している。周りの方々の支援は災害現場で活動する部隊の力となるが、それが負担になったり二次被害になったら元も子もない。

皆さんは皆さんで自身の安全を守っていただき、警察は部隊で現場に向かうという意識でよいのではないかと思う。

(署長)

避難場所や避難場所までの経路の周知徹底、避難場所の中でのことを自治会がやっていたらと助かる。

(委員)

ところで、横断歩行者妨害の取締りを強化してもらいたい。

(署長)

岩国警察署の取締り件数は多いが、これは熱心に取締りをしている反面、止まらない方も多いためではないかと思う。

横断歩行者妨害について知らない方もいるため、広報も行っている。

(交通官)

～横断歩行者妨害に関する補足説明として、横断歩道ハンドサイン運動の開始について説明を行った～

(委員)

横断歩行者妨害はどのような場合に違反となるのか。

(署長)

横断歩道の前で佇立し、明らかに渡ろうとしている方がいる時には違反となる。しかし、歩行者が横断歩道の前に立っていなかったり、立っていたとしても後ろを向いていて渡る意思がないような場合は、取締りはしていない。

8 講評（木村副会長）

住民は非力であり、災害となると警察の助けが必要になることから、そこで警察の力を十分に出してもらいたい。

これからも市民の安心安全を守るため仕事をしていただきたい。

9 配付資料

- 警察業務説明資料
- 諮問事項説明資料